

NISA(少額投資非課税制度)スタートから2年、
平成28年1月より「ジュニアNISA」がスタートしました!

ジュニアNISA 口座開設 キャンペーン

ジュニアNISA(ニーサ)とは…

「ジュニアNISA(ニーサ)」とは、未成年者(0~19歳)を対象に、年間80万円までの上場株式・公募株式投資信託等への新たな投資について配当金・分配金および売却益が非課税となる個人投資家向けの税制優遇制度です。

ジュニアNISAのポイント

- ポイント1 毎年80万円まで投資できます(5年間で最大400万円)
- ポイント2 株式や投資信託等の売却益・配当等が最長5年間非課税
※一部お取り扱いできない銘柄があります。詳細はお取引店にお問合わせください。
- ポイント3 18歳までは払出しに制限があります。

ジュニアNISA口座開設特典

[キャンペーン期間] 平成28年2月1日(月)~平成28年3月31日(木)

- 1 キャンペーン期間中にジュニアNISA口座開設手続きが完了したお客様
- 2 キャンペーン期間中にジュニアNISA口座のお申込みをいただき、平成28年5月末までにジュニアNISA口座開設手続きが完了したお客様

もれなく1,000円プレゼント!!

[ご留意事項] ●ジュニアNISA口座の開設にあたっては、原則として未成年者の親権者等(父母など)が当社の証券総合口座開設手続きを行う必要があります。●平成28年3月31日までに当社でジュニアNISA口座をお申込み(申込書、マイナンバー・続柄確認書類等の必要書類のご提出)いただいたお客さまが対象となります。●平成28年5月31日までに当社でジュニアNISA口座開設手続きが完了しなかった場合(他の金融機関でジュニアNISA口座の申請をされた場合など)はキャンペーンの対象外となります。●1,000円のプレゼントは平成28年3月以降、順次、証券総合口座に入金させていただきます。ただし、入金処理日に証券総合口座を解約されている場合は、キャンペーンの対象外となります。

リスク等について

金融商品にご投資いただく際には、各商品に所定の手数料等(株式取引の場合は約定代金に対して上限1.2420%(消費税込)、ただし最低手数料2,700円(消費税込)の委託手数料、投資信託の場合は銘柄ごとに設定された販売手数料及び信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。金融商品には株式相場、金利水準の変動などによる「市場リスク」、金融商品の発行者等の業務や財産の状況等に变化が生じた場合の「信用リスク」、外国証券である場合には「為替変動リスク」等により損失が生じる恐れがあります。また新株予約権等が付された金融商品については、これらの「権利を行使できる期間の制限」などがあります。各金融商品等ごとに手数料及びリスクは異なりますので、金融商品等の取引に際しては、当該商品等の契約締結前交付書面等をよくお読みください。お取引開始に際しては、「目論見書」等やお客様向け資料をよくお読みください。

※ジュニアNISAの詳細については、裏面をご覧ください。



西日本シティT証券

商号等:西日本シティT証券株式会社 金融商品取引業者
福岡財務支局長(金商)第75号 加入協会:日本証券業協会

(H28.2-5,000)T

ジュニアNISAの概要

非課税口座を開設できる方	その年の1月1日において 20歳未満 の(またはその年に生まれた)居住者
非課税となる対象	上場株式・公募株式投資信託等の配当金・分配金および売却益 ※国内上場株式の配当等は「株式数比例配分方式」を選択し、証券会社で受取る必要があります。 ※投資信託における分配金のうち元本払戻金(特別分配金)は非課税であり、ジュニアNISA制度のメリットを享受できません。
投資できる期間	8年間(平成28年4月1日～平成35年12月31日)
投資できる金額	毎年、新規購入額で 80万円 まで
非課税で運用できる期間	投資した年から最長 5年間 ※非課税投資総額は 最大400万円 (年間80万円×5年) 平成36年以降、継続管理勘定(ロールオーバー専用)にて20歳まで非課税継続可能
非課税期間終了時の取扱い	非課税期間(5年)終了後時、以下の選択ができます。 ①課税扱い口座(特定口座や一般口座)へ移管する。 ②翌年(6年目)の非課税投資枠(時価80万円まで*)へ移管する。 ※20歳以降は自動的にNISA口座が開設されます。このため時価120万円まで移管可能です。
購入した商品の売却	いつでも可能。ただし、18歳になるまで払出し制限あり ※3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例:高校3年生の1月以降)
払出し制限	18歳になるまで投資残高は運用益を含め、原則として払出しできません。 制限期間中の払出しは、全解約のうえ、過去の利益に対して課税(源泉徴収20.315%)されます。
お手続き	ジュニアNISA口座の開設が必要となります。 ※ジュニアNISA口座の開設は、お1人様1口座に限られ、複数の金融機関へのお申込みはできません。また、 開設後は金融機関の変更はできません。

もっと知りたいジュニアNISA

Q 誰が運用の管理や投資判断を行うのですか？

A 原則として、親権者等(父母など)または親権者等より書面で委任を受けた2親等以内の親族(祖父母など)のうち1名が未成年者に代理して運用の管理や投資判断を行います。

※未成年者に代理して運用を行う人を「運用管理者」といいます。運用管理者は、未成年者と同一の当社営業店に証券総合口座を開設している方に限ります。証券総合口座を未開設の場合は、あらかじめ未成年者と同一の当社営業店に証券総合口座の開設が必要です。

Q 売却した投資資金はいつでも払い出しできますか？

A 口座開設者である未成年者が18歳になるまでは、原則として払い出しできません。3月31日時点で18歳である年の1月1日以降に払い出し可能となります。
(例)高校3年生の1月以降

Q 未成年者が18歳になるまでに払出した場合、どうなりますか？

A 口座開設者が18歳*になるまでに、ジュニアNISA口座から払出しを行う場合は、過去の利益に対して課税され、ジュニアNISA口座を廃止することになります。

※3月31日時点で18歳である年の1月1日以降(例)高校3年生の1月以降
 ※災害等やむを得ない場合には、非課税での引き出しが可能です。

ホームページ <http://www.nctt.co.jp>

西日本シティTT証券

検索



西日本シティTT証券